地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス・短時間型デイサービス ハナマダン洛北 重要事項説明書

〈令和 7年 6月 1日現在〉

- 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
- 1) 当事業所利用者相談・苦情窓口

担当 崔 文代

電話 075-464-3393

(午前8時30分~午後6時まで)

2) その他

当社以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。 市区町村名 京都市

担当 左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-771-4267 上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-441-5107 中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-812-2566 右京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-861-1430 北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-861-1430 北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-432-1366 国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090 京都府福祉サービス運営適正化委員会 電話 075-252-2152 ※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

- 2. ハナマダン洛北の概要
- 1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ハナマダン洛北					
所在地	京都市北区小松原北町60-3					
担併 ベキフ 井 ・ ビコ	①地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス					
提供できるサービス	②短時間型デイサービス					
介護保険指定番号	①京都府 2670500327号 ②26A0100246					
	① 京都市北区(雲ケ畑地域を除く)、上京区、右京区(京北、					
サービスを提供する	梅ケ畑地域を除く)左京区、西京区で実施 ※その他の地域は要相談					
地域	② 短時間型デイサービスに限り					
	当事業所から半径1キロメートル以内とする。					

2) 施設の設備概要

定員	10名
サービス提供スペース	59. 71 m²
食堂	併用
	一般浴槽
浴室	機械浴なし
	シャワー2台
静養室	ベッド2台

3) 営業日·営業時間

月曜日~土曜日	午前8時30分 ~ 午後6時
日曜日	定休日
その他の休日	12月29日 ~ 1月3日、8月15日

4) サービス提供時間

月曜日~土曜日	① 午前9時 ~ 午後2時 · 午前9時 ~ 午後5時
力唯口。工唯口	② 短時間型デイサービス午後1時30分~4時25分

5) 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 通所介護・介護予防型デイサービス
- ① 管理者 常勤1名

(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行なえるものとする。) 管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に 関する法令等規定を遵守させるため必要な指令命令を行う。

- ② 生活相談員 2名(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。) 生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに 必要な助言、その他の援助を行う。
- ③ 介護職員 3名(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。) 介護職員は、利用者の入浴、食事などの介護サービスを提供し、または必要な支援を 行う。

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤とする。

- ④ 機能訓練指導員 1名 機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。
- (2) 短時間型デイサービス
- 管理者 常勤1名

(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行なえるものとする。)

((1)の管理者が兼務(※兼務の場合))

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に 関する法令等の規定を遵守させるため必要な指令命令を行う。

- ② 相談員 2名((1)の生活相談員が兼務(※兼務の場合))
- ③ 介護職員 3名(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。) 介護職員は、利用者の入浴、食事などの介護サービスを提供し、または必要な支援を 行う。

※相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤とする。

④ 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

3. 事業の内容及び利用料等

○ 通所型サービス

①介護予防型デイサービス (送迎含む)

	サービス内容 (3時間以上)			単位総額		介護保険適用時の一ヶ月 あたりの自己負担額						
	(0	时间终工/					1割負	担	2割負担		3割負担	
	要支援 I	介護予防型	入浴あり	1, 798	18, 789	円	1,878	円	3, 757	円	5, 636	円
	又は 事業対象者 (週1回程度)	デイサービス	入浴なし	1, 598	16, 699	円	1, 669	円	3, 339	円	5, 009	円
ーケ	(週1回任/文/	※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ42	強化加算	72	752	円	75	円	150	円	225	円
月		介護予防型	入浴あり	3, 621	37, 839	円	3, 783	円	7, 567	円	11, 351	円
	要支援Ⅱ (週2回程度) ・	デイサービス	入浴なし	3, 221	33, 659	円	3, 365	円	6, 731	円	10, 097	円
		※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ42	強化加算	72	752	円	75	円	150	円	225	円
	サービス内容 (3時間以上)		単位	総額		介護保険適用時の一日 あたりの自己負担額						
	(0	时间以工/						担	2割負	担	3割負	担
	要支援 I	介護予防型	入浴あり	436	4, 556	円	455	円	911	円	1, 366	円
	マスは マは 事業対象者 (週1回程度)	デイサービス	入浴なし	388	4, 054	円	405	円	810	円	1, 216	円
一日		※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ42		72	752	円	75	円	150	円	225	円
H	介護予防型	入浴あり	447	4, 671	円	467	円	934	円	1, 401	円	
	要支援Ⅱ (週2回程度)		入浴なし	398	4, 159	円	415	円	831	円	1, 247	円
		※介護予防型 ビス提供体制 II4	強化加算	72	752	円	75	円	150	円	225	円

[※]介護予防型デイサービス提供体制強化加算II42は一ヶ月の単位・金額になります。

[※]上記金額に介護予防型デイ処遇改善加算 I (9.2%) が加算されます。

[※]送迎を事業所が行わなかった場合、片道に付き47単位の減算となります。

② 短時間型デイサービス

	サービス内容 (1時間以上3時間未満)		単位総額		į	介護保険適用時の一ヶ月 あたりの自己負担額						
							担	2割負	担	3割負	担	
	短時間型	入浴あり	1, 485	15, 518	円	1, 551	円	3, 103	円	4, 655	円	
	要支援 I 又は 事業対象者 (週1回程度)	デイサービス	入浴なし	1, 277	13, 344	円	1, 334	円	2, 668	円	4, 003	円
一ヶ		※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ42		72	752	円	75	円	150	円	225	円
男 要支援Ⅱ (週2回程度)	短時間型	入浴あり	2, 989	31, 235	円	3, 123	田	6, 247	円	9, 370	円	
	デイサービス	入浴なし	2, 574	26, 898	円	2, 689	円	5, 379	円	8, 069	円	
		※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ 42	デイサー 強化加算	72	752	円	75	円	150	円	225	円
	サービス内容 (1時間以上3時間未満)		単位	総額		介護保険適用時の一日 あたりの自己負担額						
-	(TE/) [B]:	25工0m 间/M	M /				1割負担		2割負担		3割負	担
	要支援 I 又は 事業対象者 (週1回程度)	又は ディザービス 美対象者	入浴あり	360	3, 762	円	376	円	752	円	1, 128	円 一 円
			入浴なし	310	3, 239	円	323	円	647	円	971	円円
一日		※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ 42	強化加算	72	752	円	75	円	150	円	225	円
Н	短時間型	入浴あり	369	3, 856	円	385	円	771	円	1, 156	円 円	
	要支援Ⅱ (週2回程度)	要支援Ⅱ デイサービス 週2回程度)	入浴なし	318	3, 323	円	332	円	664	円	996	円 円
		※介護予防型 ビス提供体制 Ⅱ42		72	752	円	75	円	150	円	225	円

[※]介護予防型デイサービス提供体制強化加算 II 42は-ヶ月の単位・金額になります。

[※]上記金額に介護予防型デイ処遇改善加算 I (9.2%) が加算されます。

[※]送迎を事業所が行わなかった場合、片道に付き47単位の減算となります。

○ 通所介護(地域密着型事業所) (4~5時間提供)

要介護度	単位	一日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 一日あたりの自己負担額				
		시·17/11시시 <u>기</u> 조	1割負担	2割負担	3割負担		
要介護 I	436	4,556 円	455 円	911 円	1,366 円		
要介護Ⅱ	501	5,235 円	523 円	1,047 円	1,570 円		
要介護Ⅲ	566	5,914 円	591 円	1,182 円	1,774 円		
要介護Ⅳ	629	6,573 円	657 円	1,314 円	1,971 円		
要介護V	695	7,262 円	726 円	1,452 円	2,178 円		
※入浴介助加算 (I)	40	418 円	41 円	83 円	125 円		
※個別機能訓練加算(I)イ	56	585 円	58 円	117 円	175 円		
※サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	188 円	18 円	37 円	56 円		

○ 通所介護(地域密着型事業所) (7~8時間提供)

(1-6時间延快)								
要介護度	単位	一日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 一日あたりの自己負担額					
		시·17/11시시 <u>지</u> 조	1割負担	2割負担	3割負担			
要介護 I	753	7,868 円	786 円	1,573 円	2,360 円			
要介護Ⅱ	890	9,300 円	930 円	1,860 円	2,790 円			
要介護Ⅲ	1,032	10,784 円	1,078 円	2,156 円	3,235 円			
要介護IV	1, 172	12,247 円	1,224 円	2,449 円	3,674 円			
要介護V	1, 312	13,710 円	1,371 円	2,742 円	4,113 円			
※入浴介助加算 (I)	40	418 円	41 円	83 円	125 円			
※個別機能訓練加算 (I) イ	56	585 円	58 円	117 円	175 円			
※サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	188 円	18 円	37 円	56 円			

※地域単価(5級地)10.45円

サービス提供体制強化加算Ⅱは一ヶ月の単位・金額になります

※上記金額に地域通所介護処遇改善加算 I (9.2%) が加算されます。

※送迎を事業所が行わなかった場合、片道に付き47単位の減算となります。

※行政の改定・変更により料金などが変更する場合があります。

- (1) 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- ① 食事の提供
- ② 入浴サービス
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康状態チェック
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 送迎
- ⑦ アクティビティ (介護予防)
- ⑧ 相談対応、助言
- (2) 食費は、一食あたり700円を徴収する。
- (3) おやつ代は一食あたり40円を徴収する。
- (4) おむつ代は、その実費を徴収する。

(紙おむつ; 160円、尿取りパット; 40円)

- (5) 第5条第3項に定める交付を受ける場合において、コピー代10円/枚
- (6) 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。

- (7) 事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- (8) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- (9) 前項の利用者などの支払いを受けた時は、その内容を記載した領収書を交付する。
- (10)事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
- 4. 当事業所の地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス・短時間型デイサービスの特徴等
 - (1) 理念

" 利用者ファースト "

(2) 事業の目的と方針

目的

特定非営利活動法人エルファが開設するハナマダン洛北(以下「事業所」 という)が行う指定地域密着型通所介護、指定介護予防型デイサービス、

指定短時間型デイサービスの事業(以下「事業」という)が適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、機能訓練指導 員及び介護職員(以下「生活相談員等」という)が要介護状態もしくは要支援状態にある 高齢者又は事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の孤立感の 解消及び生活機能の維持、向上を目指すものとする。

方針

- ① 京都府在住のコリアンをはじめ、地域の人々や民族・国籍を問わず、全ての利用者の立場に立ち、「利用者・ご家族の満足度の高いサービス」を全職員一丸となって提供する。
- ② 利用者の自立・QOLを高める視点でのサービスの提供に努める。介護保険認定者, 非認定者や一般のご高齢者の方々の「居心地の良い在宅での生活」をサポートする。
- ③ 事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 5. サービス利用に当たっての留意事項
 - 事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。
 - (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
 - (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
 - (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
 - (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
 - (5) 金銭等の管理は各自で行う。
 - (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。
- 6. 緊急時における対応方法
 - (1) 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
 - (2) サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - (3) 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故 発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - (4) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償 を速やかに行うものとする。 (介護事業者賠償責任補償)

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住 所	

7. 苦情対応

- (1) サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受ける付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

8. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- (2) 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的で原則的に使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- (3) 事業所は、地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス・短時間型デイサービス に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

9. 虐待防止

事業所は、ご利用者様等の人権擁護・虐待発生又はその再発を防止するため、次の 各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 崔 文代

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。 サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護 する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村 に通報するものとする。

10. ハラスメント対策

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努める。

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくり を目指す。
- ② 和用者やその家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

11. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

12. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健センターの助言、指導を求めるものとする。

13. その他運営規定についての留意事項

- (1) 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修 (外部における研修を含む) を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるもの とし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 1 ヵ月以内 ② 継続研修 年 6 回以上
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用 契約の内容に含むものとする。
- (4) 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、NPO法人エルファ と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

名称・法人種別	NPO法人エルファ	
代表者名	理事長 朴 錫勇	
法人所在地・電話		区東九条北松ノ木町12 5-693-2550
その他の事業	訪問介護事業所	
	居宅介護支援事業所	
	障がい者総合支援法に基づ	づく障害福祉サービス
	及び地域生活支援事業	
令和 年 月	日	
地域密着型通所介護・介護	養予防型デイサービス・短時間型ディ	イサービスの提供開始に
あたり、利用者に対してす	2約書および本紙面に基づいて重要だ	な事項を説明しました。
事業者		
所在地	603-8341 京都市北区小松原	比町60-3
名称	ハナマダン洛北	
説明者氏名		(
		_
	より、事業者から重要事項の説明	
型連所介護介護予防型ディ用料の徴収開始に同意し、	イサービス・短時間型デイサービス ・その交付を受けました。	スの提供開始及び利
) 10 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
〈利用者〉	住所	
	氏名	(FI)
〈ご家族〉	住所	
	氏名	(II)
<代理人> (ご家族以外)	住所	
	氏名	(FI)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

14. 当法人の概要